

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性等</p> <p>当業務は、県及び各市町村が発注する建設工事等の入札に、参加を希望する業者からの入札参加資格申請を受け付け、審査を行うものである。</p> <p>受発注者双方の効率化を図るべく、平成19年8月から県と市町村が共同してこの業務を行っているが、その際に使用するシステムは、（公財）岐阜県建設研究センターが開発し、著作権を保持しているものである。</p> <p>また、当業務は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針に基づく発注関係事務のひとつである。この発注関係業務については、都道府県以外の者を活用する場合の基準として、以下の2点が同方針で定められている。</p> <p>(1) 公正な立場で、継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織であること</p> <p>(2) 職員が発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>当業務において使用するシステムの著作権は、（公財）岐阜県建設研究センターが有している。</p> <p>また、同センターは、公共事業に係る各種業務の補完支援等により、公共事業の効率的かつ円滑な推進を図る団体であるとともに、国土交通省中部地方整備局と東海4県3政令市で構成する「品質確保に関する推進協議会」が「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき認定する「公共工事発注者支援機関」の認定を県内で唯一受けている機関であり、上記国の基本方針の2点を満たしている。</p> <p>以上のことから、当業務は（公財）岐阜県建設研究センターしかできないものである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。